



市民 INFORMATION インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,162	21,647	277	312
松井田地域	5,889	6,158	67	71
合計	27,051	27,805	344	383

合計 55,583人 世帯数 24,837(令和4年7月末日現在)

おめでとうござまわ



おしらせ

は猶予される制度があります。
保険料を未納のままにして、

将来の年金(老齢年金)や、障害など不測の事態が生じたときの年金(障害年金)を受け取ることができない場合があります。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度は、原則として毎年申請が必要です。

※全額免除および納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することができます（失業

などによる理由を除く)
第3号被保険者は配偶者の転職や退職などによっても届出が必要です

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合に、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

令和4年度分の承認期間は、今年7月から令和5年6月までです。

○納付猶予制度
50歳未満で、本人および配偶者の前年
の所得が一定の基準以下の場合、由
請し承認を受けると、保険料の納付が
猶予されます。

令和4年度分の承認期間は、今年7月から令和5年6月までです。

○学生納付特例制度

以下の場合、申請し承認を受けると、

学生期間中の保険料の納付が猶予され

令和4年度分の承認期間は、今年4
ます。

国民年金からのお知らせ

島田 みちさん
(松井田町松井田)



奥原 孝子 さん
(嶺)

